◆ 職業指導員兼生活支援員（臨時職員）の募集についての求人票 ◆

募集職種	職業指導員兼生活支援員
募集人数	１名
就業事業所（所在地）	障害福祉サービス（就労継続支援Ｂ型）事業所　ゆたか苑 （下松市生野屋南一丁目１１番１号　下松市地域交流センター内） 転勤の可能性：なし
仕事の内容	障害福祉サービス（就労継続支援Ｂ型）事業所で、主に知的障がいのある女性利用者への生産活動等の提供・職業指導・支援・送迎等をするお仕事です。 採用日から必要と認める間は、先輩職員が付いて指導します。 パソコンは、ワード・エクセル等、業務記録入力ができる程度の一般的な知識と入力効率が必要です。 当事業所では、利用者さんが豊かな人生を送れるよう、生活の質の向上のための支援にも力を入れており、支援職員の連携はもとより、事務職員等との部署間連携や法人内事業所・施設とも協力して、利用者の皆さんの活動と生活の充実を図っています。 事業所の内容等については、ホームページの施設・事業所案内をご覧下さい。 変更範囲：基本的には変更なし（法令による）
雇用形態	臨時職員（フルタイム）
雇用期間	採用日　～　採用年度末日　　契約更新の可能性あり（条件付きで更新あり） 契約更新の条件：法人が定める能力評価により判断 （定年は６５歳となる年度末。定年を超えての契約更新あるいは採用は個別に判断）
学歴	不問
必要な経験等	パソコン操作（業務記録入力等ができる程度の一般的な知識と入力効率）
必要な免許・資格	普通自動車運転免許ＡＴ限定可（運転試験実施後、利用者の送迎等の運転業務有）
応募年齢	原則的に６４歳以下（定年年齢が６５歳のため）とするが、面接により判断
賃金	①　基本給（年次昇給無） 日給　７，８４０円　月額換算・月平均労働日数２１．５日 １６４，６４０円（２１日）　～　１７２，４８０円（２２日） ②　諸手当 特殊業務（利用者支援日額８００円）・通勤・資格・超過勤務（残業）手当等に該当する場合支給 ③ 別途、処遇改善一時金及び手当支給あり 処遇改善一時金年額　３５１，０００円　～　４１０，０００円（令和５年度実績） 処遇改善手当月額　６，６００円（令和６年１月現在） ※ 処遇改善一時金及び手当は制度改正、勤務実績や職員配置状況で変動します。
賃金形態・締切日等	日給月給制・毎月１５日締切（前月１６日から当月１５日分）当月２５日支払
賞与（令和５年度実績）	年２回　１０万円（６月５０，０００円・１２月５０，０００円）

加入保険等	雇用・労災・健康・厚生・退職金共済・社会福祉施設従事者保険・事業者総合保険等
就業時間	１か月単位の変形労働時間にて、平均１週当たり４０時間勤務 月平均労働日数２１．５日 ・　８：１５ ～ １７：００（休憩時間４５分） ※１　勤務表による ※２　月曜は基本的に休み（使用施設が休館日のため）。日曜・祝日勤務あり
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）・喫煙可能区域での業務なし
休日等	月に９日の休日（閏年でない２月は８日）・年次有給休暇有
応募方法・試験日	可能な限りハローワークの紹介状により、履歴書（写真付）・資格等証明書の写しを受付担当者へ郵送もしくは持参により提出して下さい。 事業所見学を希望される方は、事前に受付担当者へ電話にてお申込み下さい。 応募書類の受取りをもって応募受付とします。 応募受付後に試験日の協議をさせていただきます。
選考方法	作文・面接 採用内定後に雇入時の健康診断を受けていただきます。（費用は当法人が負担）
法人名称等 及び 受付担当者	７４４－００３３　山口県下松市生野屋南一丁目１２番１号 社会福祉法人松星苑 法人本部事務局（第２しょうせい苑内）　担　当：事務課長　藤井　浩 ＴＥＬ：０８３３－４５－２４２５